

大情審答申第 349 号
平成 25 年 10 月 28 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、いずれも異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求のうち公文書を保有していると判断したものについては別表の（き）欄に記載の公文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき別表の（か）欄に記載の公開決定もしくは部分公開決定を、また、本件各請求のうち公文書を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、同条第 2 項に基づき別表の（か）欄に記載の不存在による非公開決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件各請求及び本件各異議申立てについて

当審査会において、本件各請求を見分したところ、本件各請求の趣旨は、当審査会が実施機関に提出した答申及び答申に基づく実施機関の対応の判断根拠や調査資料などを求めるものであることが認められる。

その上で、別表の（け）欄に記載の異議申立人の主張を見分したところ、答申及び答申に基づく実施機関の対応について、実態調査を欠き調査機能を果たしていない、法律解釈を欠いており、整合性が計れない等の理由により、判断を誤っており不法行為であるという趣旨の主張がなされていることが認められる。

3 争点

上記2を踏まえると、本件各異議申立てにおける争点は、公文書の公開の可否や公文書の存否ではなく、行服法の趣旨に鑑みた、本件各異議申立ての適法性である。

4 本件各異議申立ての適法性について

もとより、情報公開制度は、第5の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件各異議申立てが、行服法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

当審査会で確認したところ、上記2のとおり、本件各異議申立ての趣旨は、公文書の公開の可否や公文書の存否を争うものではなく、答申及び答申に基づく実施機関の対応について、実態調査を欠き調査機能を果たしていない、法律解釈を欠いており、整合性が計れない等の理由により、判断を誤っており不法行為であるなど、単に答申に対する不満を述べているに過ぎないことが認められる。

以上を踏まえると、本件各異議申立ては、異議申立てをすることができない事項に

について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行服法第 47 条第 1 項に基づき却下すべきである。

5 今後の対応について

- (1) 当審査会は、平成 25 年 3 月 15 日付け大情審答申第 332 号（以下「先例答申」という。）で以下のとおり判断している。

今後、同じ異議申立人から、別表 1、2 及び 6（え）欄に記載の旨の公開請求が改めてなされた場合はもとより、下記アからウについて公開請求がなされた場合には、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されることから、実施機関は当該公開請求を却下すべきである。

ア 先例答申第 5 の 3 に記載の本件各事業者に関して消費者センターに行った消費生活相談に起因する本件各事業者そのものについての当否の判断や総務省所管の法令など明らかに消費者センターの所管外業務に関すること

イ 先例答申第 5 の 4 に記載の主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること

ウ 先例答申第 5 の 8 (1) アからウに記載のそもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること

- (2) 当審査会は、上記アからウについて既に複数の答申を行っているところ、本件各請求は、当該答申及び当該答申に基づく実施機関の対応に関する、根拠資料及び調査審議資料（以下「答申等根拠資料」という。）に関してなされたものであるが、別表の（け）欄に記載の異議申立人の主張を見分すると、答申等根拠資料を求める趣旨は結局のところ、上記アからウに派生してなされたものであり、これらと実質的に同趣旨のものであることが認められる。

一般的に、自身が行った不服申立てが適正に審議されているかその根拠となった資料について確認したいという心情は十分理解することができる。

しかしながら、当該異議申立人が行った一連の本件各請求及び本件各異議申立てについては、答申等根拠資料を求めているものの、上記アからウに端を発する事案について様々な部署に繰り返し公開請求及び異議申立てを行っているという点、たとえ公開決定がなされていても異議申立てを行っているという点及び自身になされた公開決定等の大半について異議申立てを行っているという点を踏まえると、単に上記アからウに関する答申に不満があり、本件各異議申立てを行っているに過ぎず、既に答申済みの事案について繰り返し自身の主張を述べているに過ぎないと言わざるを得ない。

- (3) 以上を踏まえると、今後、同じ異議申立人から、別表に記載の公開請求が改めてなされた場合はもとより、答申等根拠資料についての公開請求など、上記アからウに関する答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求がなされた場合には、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されることから、実施機関は当該公開請求を却下すべきである。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美